

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滋賀県企業庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	110.7%	※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.4%	※2
全職員	97.1%	

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	※3
本庁課長相当職	—	※3
本庁課長補佐相当職	120.1%	※4
本庁係長相当職	95.6%	

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	※3
31～35年	123.4%	※4
26～30年	70.5%	※4
21～25年	117.8%	※4
16～20年	—	※5
11～15年	87.6%	※6
6～10年	131.2%	※4
1～5年	95.6%	

説明欄

性別によって、給料や手当の額に差異を設けることはありません。
なお、上記中、10%以上の差異が生じている主な要因は、以下のとおりです。

- ※1 女性職員におけるマネジメント層の割合が高い。(83%)
- ※2 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、パートタイム会計年度任用職員等、給与水準の相対的に低い職員において、女性職員の割合が高い。
(任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合：男性職員の19%、女性職員の37%)
- ※3 対象職員は男性職員のためのため「—」としています。
- ※4 当庁の母数が小さいため職階差、育児休業、定年延長等の個別事情による影響が大きい。
- ※5 該当する職員が在籍していなかったため「—」としています。
- ※6 配偶者や子どもがいる職員にかかる扶養手当は、男性職員が受給する場合が多い。
(令和6年度における扶養手当受給者に占める男性の割合：97%)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。